

福島県公安委員会公告第 2 号

警備業法（昭和47年法律第117号。以下「法」という。）第22条第 2 項第 1 号に規定する警備員指導教育責任者講習（新規取得講習）を次のとおり実施するので、警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則（昭和58年国家公安委員会規則第 2 号。以下「講習規則」という。）第 2 条の規定により公示する。

令和 7 年 4 月 2 日

福島県公安委員会

1 講習の区分

- (1) 法第 2 条第 1 項第 1 号に規定する警備業務に係る講習（以下「施設警備講習」という。）
- (2) 法第 2 条第 1 項第 2 号に規定する警備業務に係る講習（以下「雑踏・交通誘導警備講習」という。）

2 講習実施日時及び講習実施場所

講習の区分	講習実施日時	講習実施場所
施設警備講習（第 1 回）	令和 7 年 6 月 12 日（木）から同月 20 日（金）までの 7 日間 （土曜日及び日曜日を除く。）	福島県福島市黒岩字田部屋 53 番地の 5 福島県青少年会館（電話 024-546-8311）
雑踏・交通誘導警備講習（第 1 回）	令和 7 年 6 月 27 日（金）から同年 7 月 4 日（金）までの 6 日間 （土曜日及び日曜日を除く。）	
施設警備講習（第 2 回）	令和 7 年 10 月 2 日（木）から同月 10 日（金）までの 7 日間 （土曜日及び日曜日を除く。）	
雑踏・交通誘導警備講習（第 2 回）	令和 7 年 10 月 17 日（金）から同月 24 日（金）までの 6 日間 （土曜日及び日曜日を除く。）	

3 受講定員

各講習各回 20 名

4 受講対象者

受講しようとする講習に係る警備業務（以下「受講警備業務」という。）の区分に応じ、受講申込時において、次のいずれかに該当する者であること。

- (1) 最近 5 年間に受講警備業務に従事した期間が通算して 3 年以上である者
- (2) 警備員等の検定等に関する規則（平成 17 年国家公安委員会規則第 20 号。以下「検定規則」という。）第 4 条に規定する 1 級の検定（受講警備業務に係るものに限る。以下「1 級検定」という。）に係る法第 23 条第 4 項の合格証明書（以下「合格証明書」という。）の交付を受けている者
- (3) 検定規則第 4 条に規定する 2 級の検定（受講警備業務に係るものに限る。以下「2 級検定」という。）に係る合格証明書の交付を受けている警備員であって、当

該合格証明書の交付を受けた後、継続して1年以上受講警備業務に従事し、かつ、現に受講警備業務に従事しているもの

- (4) 検定規則附則第3条の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則（昭和61年国家公安委員会規則第5号。以下「旧検定規則」という。）第1条第2項に規定する1級の検定（受講警備業務に係るものに限る。以下「旧1級検定」という。）に合格した者
- (5) 旧検定規則第1条第2項に規定する2級の検定（受講警備業務に係るものに限る。以下「旧2級検定」という。）に合格した警備員であって、旧2級検定に合格した後、継続して1年以上受講警備業務に従事しているもの

5 受講申込手続等

(1) 事前申込み

ア 事前申込先等

- (ア) 受講希望者は、下記受付期間に福島県警察本部生活安全部生活安全企画課生活安全指導第一係（電話024-522-2151（内線3313・3314））に電話により事前申込みを行い、受付番号を取得すること。

(イ) 事前申込みの受付期間及び受付時間

講習の区分	受付期間	受付時間
施設警備講習（第1回）	令和7年4月23日（水）から同月30日（水）までの5日間 （土曜日、日曜日及び祝日を除く。）	午前9時から正午までの間 及び 午後1時から午後5時までの間
雑踏・交通誘導警備講習（第1回）	令和7年5月12日（月）から同月16日（金）までの5日間	
施設警備講習（第2回）	令和7年8月8日（金）から同月15日（金）までの5日間 （土曜日、日曜日及び祝日を除く。）	
雑踏・交通誘導警備講習（第2回）	令和7年8月25日（月）から同月29日（金）までの5日間	

イ 受講者の決定等

- (ア) 講習の区分ごとに、受講希望者の数が講習定員を超えなかった場合はその全員を受講者とし、受講希望者の数が定員を超えた場合は抽選により受講者を決定する。
- (イ) アの(イ)の受付期間終了後から下記書類提出期間開始前までの間に、受講希望者に対して抽選結果による受講の可否について連絡する。（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）

下記書類提出期間開始前までに連絡が取れない受講希望者については、事前申込みを無効とする。

ウ 留意事項

- (ア) 電話以外による事前申込みは受け付けない。
- (イ) 事前申込みは、受講希望者本人が行うこと。代理人による事前申込みは受け付けない。
- (ウ) 事前申込みの際には、受講を希望する講習の区分、4に掲げる受講対象者のうち該当する要件、住所、氏名、生年月日、勤務先及び連絡先電話番号について申告すること。
- (エ) アの(ア)の予約を行い、またはイの(イ)の連絡を受けたことをもって講習受講の申込みを受理したこととはならないので注意すること。

(2) 書類の提出

(1)のイの(イ)の連絡を受け、講習受講の申込みが可能となった者は、下記のとおり書類を提出すること。

ア 書類提出期間及び書類提出受付時間

講習の区分	書類提出期間	書類提出受付時間
施設警備講習（第1回）	令和7年5月12日（月）から同月16日（金）までの5日間	午前9時から午後4時までの間
雑踏・交通誘導警備講習（第1回）	令和7年5月26日（月）から同月30日（金）までの5日間	
施設警備講習（第2回）	令和7年8月25日（月）から同月29日（金）までの5日間 （土曜日、日曜日及び祝日を除く。）	
雑踏・交通誘導警備講習（第2回）	令和7年9月8日（月）から同月12日（金）までの5日間	

イ 申込場所

福島県内の各警察署

なお、郵送による申込み及び本人以外の者が行う申込みは、受け付けない。

ウ 申込書類等

(ア) 警備員指導教育責任者講習受講申込書 1通

申込書に本籍を記載する際は、略さずに戸籍の記載に従い、丁目、大字、番地等を正確に記載すること。

受講申込書に写真（6か月以内に撮影した無帽、無背景の正面の顔写真で、縦3センチメートル、横2.4センチメートルのもの）1葉を貼付すること。

(イ) 添付書類

次に掲げる区分に応じ、それぞれ次の書類を添付すること。

a 前記4の(1)に掲げる者

最近5年間に受講警備業務に従事した期間が3年以上であることを証明する警備業者等の作成に係る書面（以下「警備業務従事証明書」という。）及び履歴書 各1通

b 前記4の(2)に掲げる者

1級検定に係る合格証明書（受講警備業務に係るものに限る。）の写し 1通

c 前記4の(3)に掲げる者

2級検定に係る合格証明書（受講警備業務に係るものに限る。）の写し及び当該合格証明書の交付を受けた後、継続して1年以上受講警備業務に従事し、かつ、現に受講警備業務に従事していることを証明する警備業務従事証明書 各1通

d 前記4の(4)に掲げる者

旧1級検定に係る旧検定規則第8条に規定する合格証（受講警備業務に係るものに限る。以下「合格証」という。）の写し 1通

e 前記4の(5)に掲げる者

旧2級検定に係る合格証（受講警備業務に係るものに限る。）の写し及び当該旧2級検定に合格した後、継続して1年以上受講警備業務に従事していることを証明する警備業務従事証明書 各1通

(3) 受講手数料

ア 手数料

(ア) 施設警備講習 47,000円

(イ) 雑踏・交通誘導警備講習 38,000円

イ 納付方法

福島県収入証紙により、書類提出時に納付すること。

なお、納付された受講手数料については返還しない。

6 講習内容、修了考査等

(1) 講習内容

講習は、警備業務の区分に応じた専門的な知識及び技能に関することなどについて、施設警備講習にあつては、各回47時限、雑踏・交通誘導警備講習にあつては、各回38時限行うものとする。

(2) 修了考査

各講習各回の最終日に修了考査（5枝択一式40問の筆記試験（修了考査時間100分間））を実施する。

(3) 集合時間等

受講者は、筆記用具を持参の上、受講する講習初日の午前8時30分までに前記2

に掲げる講習実施場所に集合し、受付を済ませること。

7 その他

- (1) 発熱者や体調不良者等については、受講を認めない場合がある。
- (2) 本講習に対する問い合わせは、福島県警察本部生活安全部生活安全企画課生活安全指導第一係（電話024-522-2151（内線3313・3314））に対して行うこと。